

介護福祉士制度の見直しについて (検討事項・検討の視点)

【論点1】 専門資格としての介護福祉士の養成の在り方

【検討の視点】

＜全体的考え方＞

- 総人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる中で、今後、後期高齢人口の増大に伴い介護ニーズが増大し、また、高齢者の生活様式、考え方、価値観等が多様化するものと考えられ、こうした介護ニーズの変化に対応するためにも、介護職員の量的確保とともに、質的向上が必要ではないか。
- 介護福祉士の質の全般的向上を図るために、教育内容の充実を行うとともに、すべての者について一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという方向で一元化を図ることとしてはどうか。
- 介護福祉士の国家資格は「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」と位置付け、資格を取得した後も介護を取り巻く環境の変化や介護技術の進歩に対応するために、生涯にわたって自己研鑽し、知識・技能を修得するという考え方について、どのように考えるか。

<福祉系高校ルート>

- 介護福祉士資格の取得方法の一元化に当たり、教育内容とは別に年齢・学歴により、国家試験の受験資格に制限を加えることとすべきかどうか。
人間性・倫理性の涵養のためには人生経験を積むべきであるという観点、明確な職業意識と志を持って学ぶ福祉系高校を含め、介護の分野には多様な人材を確保するべきであるという観点、さらには現に福祉系高校を卒業した者に介護福祉士試験の受験資格が付与され、介護の現場で活躍する実績を残しているという観点等を踏まえつつ、どのように考えるか。

<実務経験ルート>

- 実務経験ルートについて、理論的・体系的学習を行うために一定の養成課程を課す場合において、現に就労している者が一定期間就学することとなることの負担の観点をどのように評価するか。

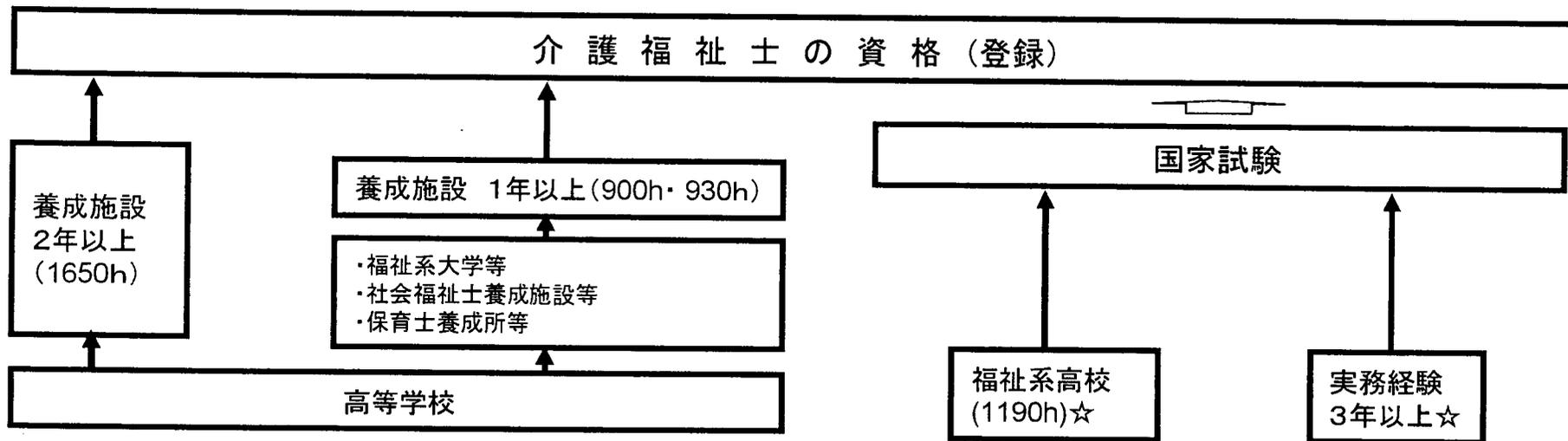
介護福祉士資格取得方法の改正の方向

(「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書より)

- 今後の資格取得方法については、多様な人材を確保する観点から養成施設ルート、実務経験ルート、福祉系高校ルートの3つのルートを残しつつも、各ルートを通じ質の全般的向上を図るため、教育内容の充実（カリキュラム・シラバスの抜本的見直し）を行うとともに、すべての者について一定の教育プロセスを経たのちに国家試験を受験するという方向で、一元化を図る。

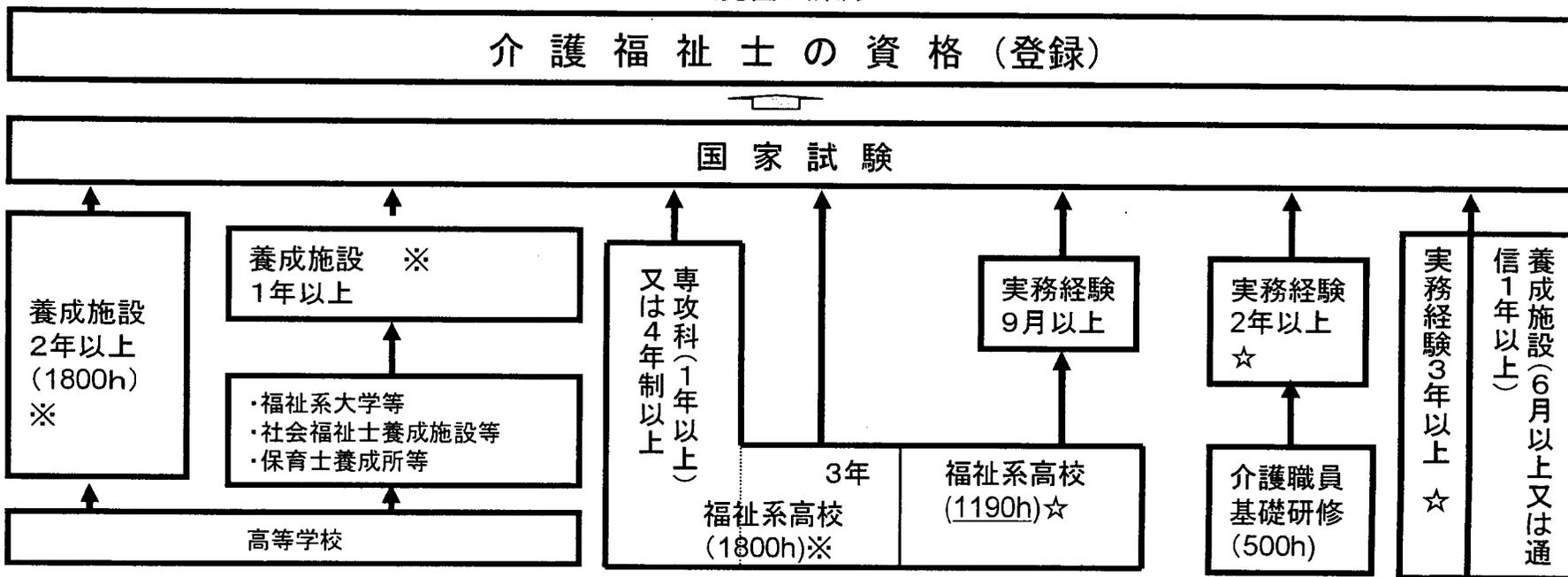
介護福祉士の資格取得方法見直し案

[現行]



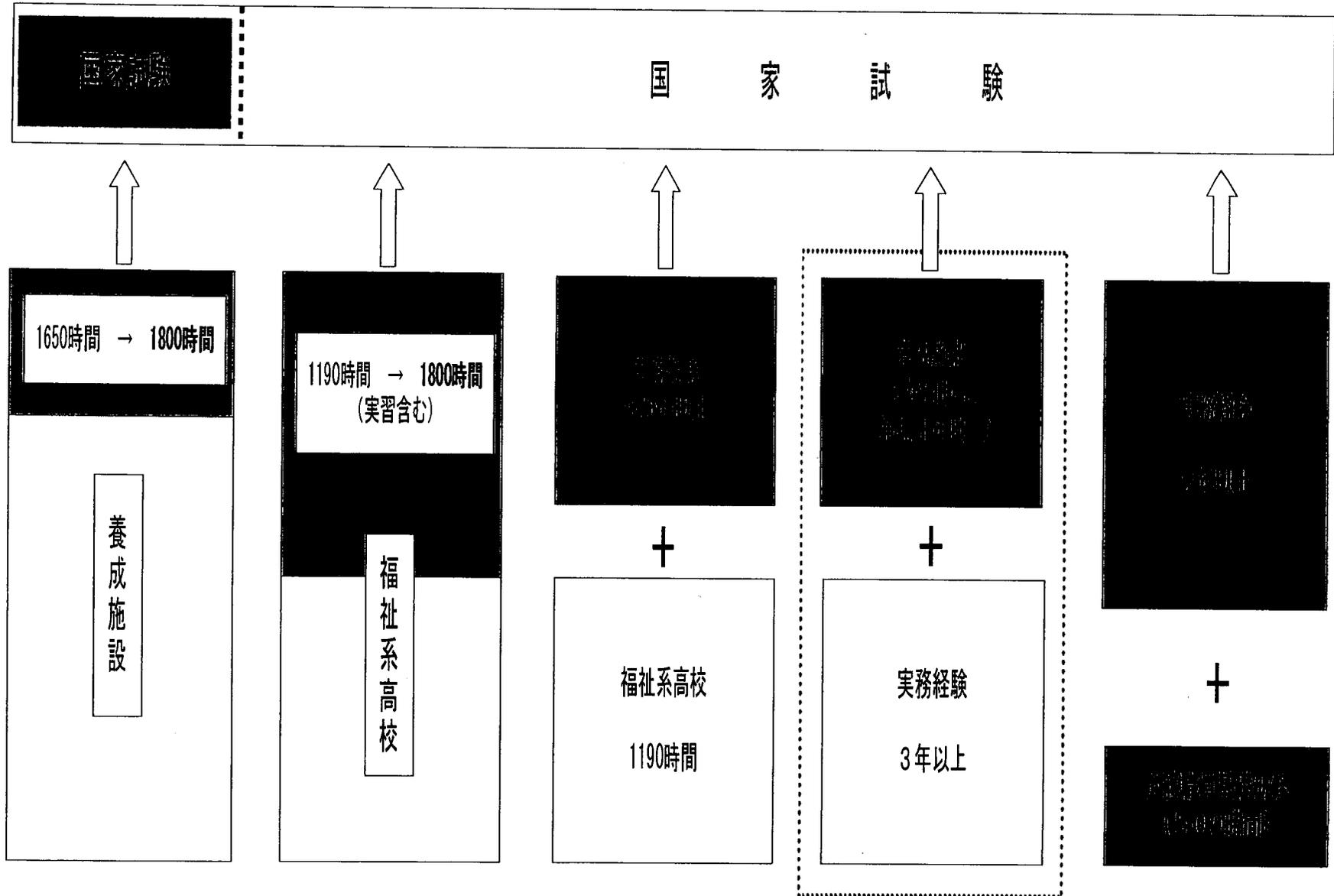
☆：介護技術講習修了者は、実技試験免除。

[見直し(案)]



☆：介護技術講習受講者は、実技試験免除。※：一定以上の養成プロセスを経たものは、実技試験を課さない。

すべての者について一定の教育プロセスを経た後に
国家試験を受験するという方向での一元化



福祉系高校について

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)

(介護福祉士試験)

第四十条 (略)

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 三年以上介護等の業務に従事した者

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

3 (略)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)

(介護福祉士試験の受験資格)

第二十一条 法第四十条第二項第二号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法による高等学校又は中等教育学校[※](専攻科及び別科を除く。次号において同じ。)において別表第一に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者

二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において別表第一に定める教科目及び単位数を修めて、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者

三 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科(修業年限二年以上のものに限る。)において別表第二に定める科目及び単位数を修めて卒業した者

※ 「中等教育学校」は、中学校の修業年限に該当し義務教育期間となる3年間及び高等学校のそれに該当する3年間を合わせた6年間を修業年限とする学校。

実務経験・福祉系高校ルートでの現行法での位置付け

① 制度施行当初より実務経験ルート設置

公的資格における学歴要件の見直しの議論

「教育改革に関する第三次答申（昭和62年4月1日）」（臨時教育審議会）（抄）

第1章 生涯学習体系への移行

第1節 評価の多元化

(2) 公的資格制度の見直し

形式的な学歴が重視される弊害を是正し、評価の多元化を図るとともに、資格を真に能力の裏付けをもったものにする観点から、公的職業資格を見直す必要がある。

ア、公的職業資格の受験等に必要な要件を見直し、原則として、学歴要件を除去する。これにより、資格取得の機会が可能な限り広く開かれるようにする。

イ、時代変化に対応し、資格の更新や資格所持者に対する講習の実施などを検討するとともに、資格の整理統合や改善等を図る。

ウ、高等学校職業科、専修学校、職業訓練校などで専門的な職業教育・訓練を受ける者に対し、公的職業資格取得の道を拡大する。

既に働いているヘルパーへの配慮

既にホームヘルパーとして就業している者に対し、資格取得の道を開く。

※ 制定当時ホームヘルパーのうち相当数が中学卒業程度の学歴。

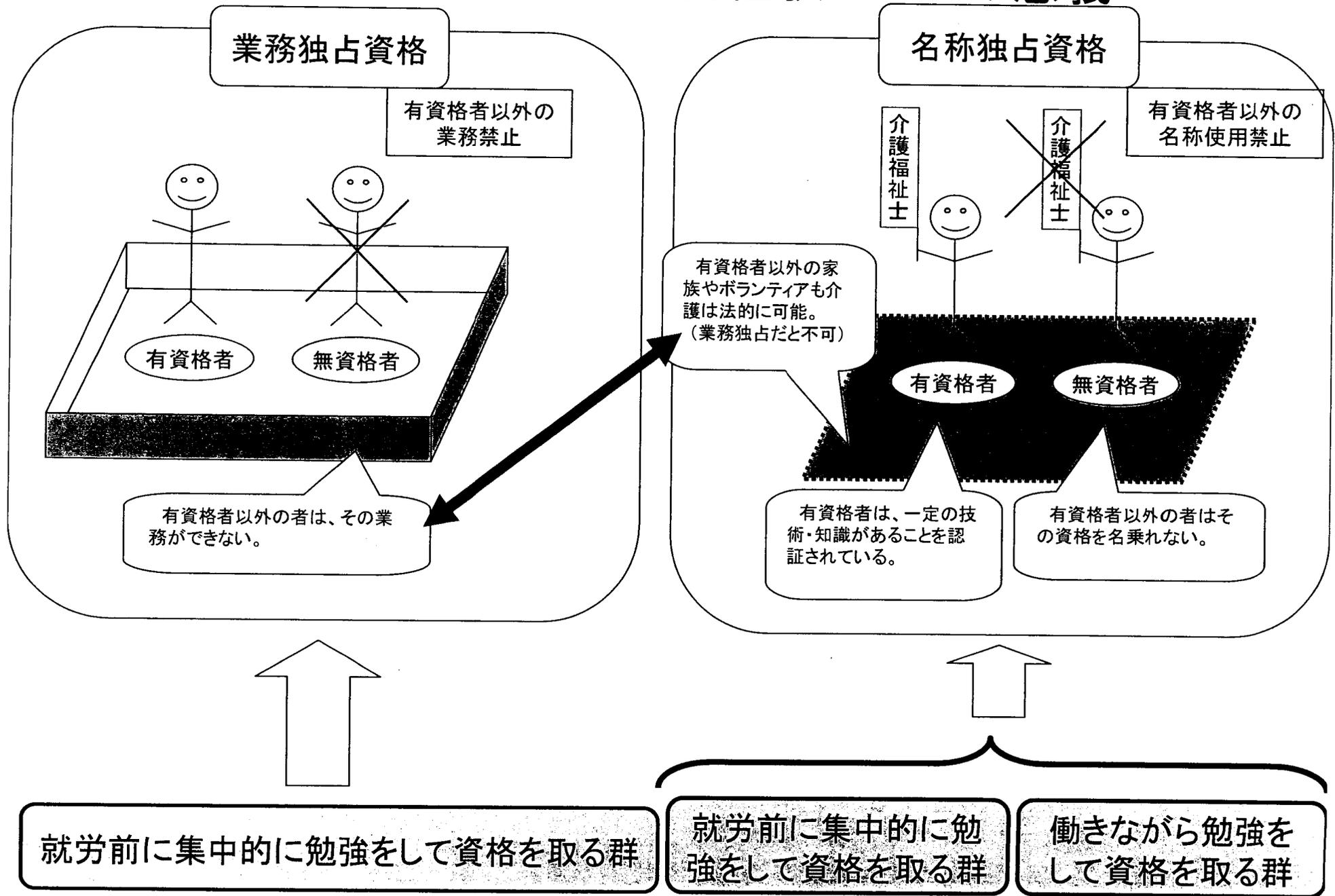
※ 法案審議の際には、衆・参の社会労働委員会において、介護福祉士の試験については、既に介護の実務に従事している者の経験を尊重するよう十分配慮する旨の附帯決議あり。

実務経験ルートとのバランス

実務経験ルートにおいては、中学卒業で実務に就いた者は、3年の実務経験により、最短で18歳で受験資格を取得。

② 制度施行当初より福祉系高校ルート設置

「資格」の種類と実務経験ルート



介護福祉士の登録者数等の状況

年	登録者数(人)			参 考						
	(累 計)		国家試験	養成施設 入学定員 (人)	国 家 試 験					
	養成施設	国家試験			合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格率 (%)			
平成元年 (第1回)	2,631	8	2,623	4,628	2,782	実 2,780 N — 高 2	11,973	実 11,922 N — 高 51	23.2	実 23.3% N — 高 3.9%
5年 (第5回)	34,547	12,762	21,785	8,711	6,402	実 6,152 N — 高 250	11,628	実 10,123 N — 高 651	55.1	実 60.8% N — 高 38.4%
10年 (第10回)	131,636	58,731	72,905	18,818	15,819	実 13,865 N 959 高 995	31,567	実 26,495 N 1,326 高 2,589	50.1	実 52.3% N 72.3% 高 38.4%
15年 (第15回)	351,267	147,557	203,710	25,431	32,319	実 27,937 N 1,716 高 2,666	67,363	実 51,164 N 2,091 高 5,231	48.0	実 54.6% N 82.1% 高 51.0%
16年 (第16回)	409,369	165,924	243,445	25,916	39,938	実 35,735 N 1,569 高 2,634	81,008	実 73,035 N 2,374 高 5,599	49.3	実 48.9% N 66.1% 高 47.0%
17年 (第17回)	467,701	185,703	281,998	26,810	38,576	実 34,458 N 1,372 高 2,746	90,602	実 82,183 N 2,361 高 6,058	42.6	実 41.9% N 58.1% 高 45.3%
18年 (第18回)	544,884	205,375	339,509	27,105	60,910	実 55,810 N 1,794 高 3,306	130,034	実 120,774 N 2,611 高 6,649	46.8	実 46.2% N 68.7% 高 49.7%

- (注) ・登録者数は、各年9月末現在の人数。(平成18年は5月末現在の人数。)
- ・養成施設の入学定員は、各年4月1日現在の人数。
 - ・国家試験欄の括弧内の数は、上段から、「実」は実務経験者、「N」はNHK学園卒業生、「高」は福祉系高校卒業生に係る数値を示す。
 - ・第2回から第15回の受験者数総数には筆記試験免除者(過去筆記試験合格、実技試験不合格の者)の数を含み、括弧内の内訳の人数はその年筆記試験を受験した人数。したがって括弧内の合計は受験者総数と合致しない。
 - ・第18回国家試験の合格者数には、実技試験免除者の数を含む人数。

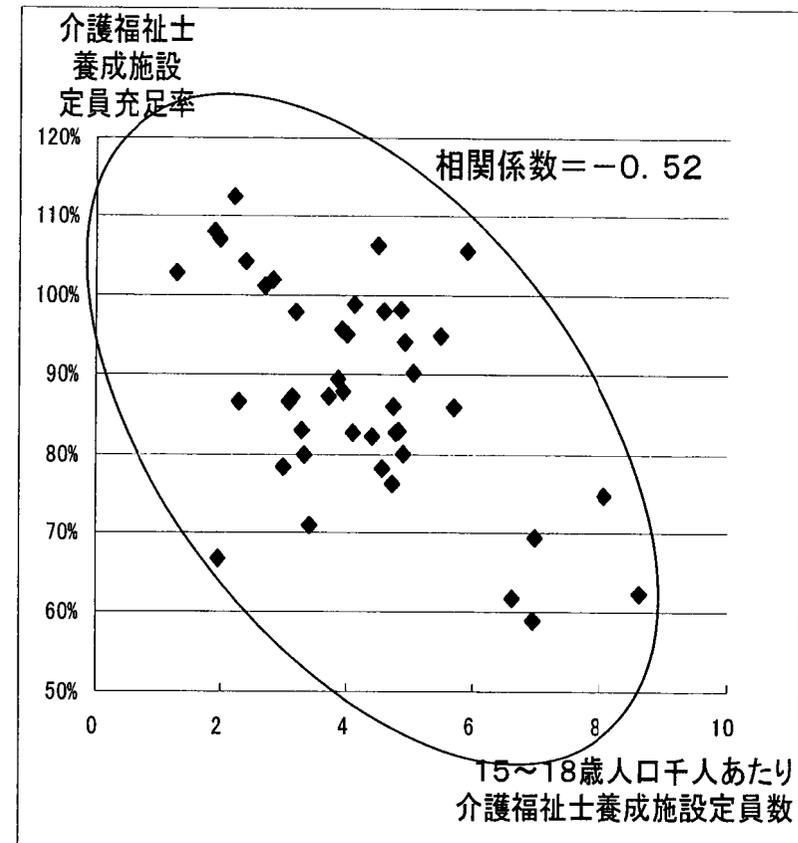
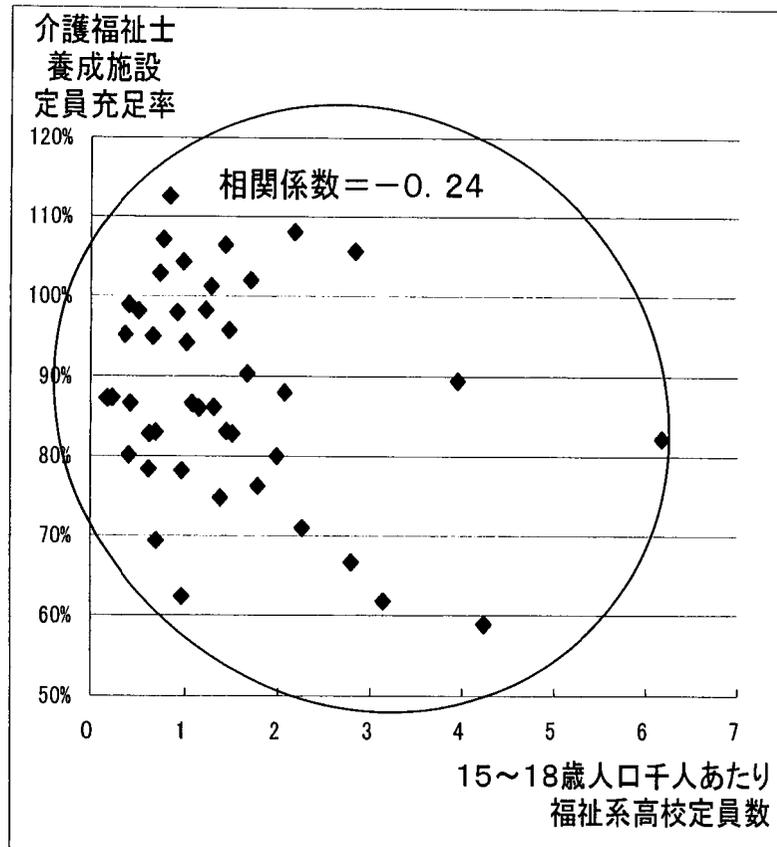
福祉・医療関連資格取得に必要なとされる要件について

<ul style="list-style-type: none"> ・中卒 ・中卒＋一定の教育 ・実務経験 	<p style="text-align: center;">高卒＋一定の教育等</p>	<p style="text-align: center;">大学6年の課程</p>	
<p>資格試験の 受験が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士(実務経験5年or高卒等＋実務経験2年で受験可能) ・准看護師(中卒＋文部科学大臣指定校で2年以上or中卒＋厚生労働大臣指定養成所で2年以上で受験可能) ・社会福祉士 (指定施設で相談業務4年以上＋一般養成施設等で1年以上or児童福祉司、身体障害者福祉司、指導監督員、知的障害者福祉司又は老人福祉主事であった期間が5年以上で受験可能) ・精神保健福祉士(指定施設で相談業務4年以上＋一般養成施設等で一年以上or社会福祉士であつて、短期養成施設等で6月以上で受験可能) ・介護福祉士(実務経験3年以上or高等学校で一定の教科目及び単位数を修めて卒業で受験可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士(大学等に2年以上在学して62単位以上修得or高等専門学校を卒業等で受験可能) ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師 ・きゅう師 ・管理栄養士(栄養士資格＋一定の教育等) ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・歯科衛生士 ・診療放射線技師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・柔道整復師 ・視能訓練士 ・社会福祉士(大卒(指定科目修了)or大卒(基礎科目修了)＋短期養成施設等or大卒＋一般養成施設等or短大等卒(指定科目修了)＋実務経験＋短期養成施設等or短大等卒基礎科目修了＋実務経験＋一般養成施設等) ・臨床工学技士 ・歯科技工士 ・義肢装具士 ・救急救命士 ・精神保健福祉士(大卒(指定科目修了)or大卒(基礎科目修了)＋短期養成施設等or大卒＋一般養成施設等or短大等卒(指定科目修了)＋実務経験＋短期養成施設等or短大等卒基礎科目修了＋実務経験＋一般養成施設等) ・言語聴覚士 ・臨床検査技師 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・歯科医師 ・薬剤師
<p>資格試験の 受験不要</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(高卒＋厚生労働大臣の指定養成施設(修業年限2年以上)を卒業で資格取得可能) ・保育士(高卒等＋厚生労働大臣の指定する養成施設を卒業で資格取得可能) ・栄養士(高卒＋厚生労働大臣の指定する養成施設で2年以上の課程を修了で資格取得可能) 	

介護福祉士養成施設の定員充足率を都道府県別にみると、若年人口当たりの福祉系高校定員数とは相関が見られず、むしろ若年人口当たりの介護福祉士養成施設定員との相関の方が高い状況が見られた。

◎ 15～18歳人口1人あたりの福祉系高校定員数が多いところで介護福祉士養成施設平均定員充足率が低いとは、必ずしも言えない。

◎ むしろ養成施設定員が15～18歳人口に比して少ないところでは、おおむね施設の定員充足率が高い。



(注) 介護福祉士養成施設平均充足率は、平成17年度に報告された2年課程(昼間課程)の充足率である

実務経験ルートについて

<現行> 3年以上の実務経験を経た者は、国家試験を受験することができる

<検討会報告書における見直し案>

- 現行の3年の実務経験に加え、理論的、体系的学習を行うための一定の養成課程（例えば6か月以上の養成課程又は1年以上の通信課程）を課す
- ホームヘルパー研修体系の見直しにより平成18年度から導入される介護職員基礎研修（500時間）を修了した者については、実務経験2年で国家試験受験資格を付与